

ごみ収集所の新設（移設・廃止）に伴う手続きのフローチャート

《候補地の選定》

場所や維持管理方法について、利用されている方々や、利用しようとしている方々で候補地を選定してください。

- 周辺において、既存収集所の利用可否を利用者等に確認していただき、可能な場合は既存収集所を利用。
- 新たな収集所の新設は、管理及び衛生上の観点から共同住宅の建築や一戸建ての建築戸数が5戸以上を基本とします。

《美化プラントへの相談及び申請書提出》

ごみ収集所の新設（移設・廃止）を予定している利用者等から美化プラントに相談後、「ごみ収集所（新設・移設・廃止）申請書」を提出していただきます。

- ごみ収集所（新設・移設・廃止）申請書は、町ホームページでダウンロードできます。なお、美化プラントにもご用意しています。

《新設・移設の場合（書類審査及び現地調査）》

- 新設の理由や収集所の衛生対策（ごみの飛散等）
- 収集所の規模と利用戸数の整合
- 収集作業員との現地確認（設置場所、道路幅員や交通状況の確認など）

《廃止の場合（書類審査）》

- 受理後、廃止の決定

《収集開始》



収集が困難と判断された場合

ごみ収集所の決まり

- ・ごみ収集所の管理
清掃当番等のルール作りやネット等の維持管理については、利用される方々で行ってください。
- ・ごみ収集所は、家庭ごみを回収するための収集所であるため、会社や店舗など事業活動に伴って排出されるごみはごみ収集所に出すことはできません。

お問い合わせ先
愛川町美化プラント 電話 046-281-2258 or 046-281-2811